

瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月16日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第2号

瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員定数条例（昭和36年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第2条 <省略> 2 <省略> 3 第1項に掲げる職員のうち、次の各号に掲げる職員はこれを定数外とする。 (1) 地方自治法第252条の17第1項の規定 <u>(同法第292条の規定により準用する場合を含む。)</u> により派遣された職員 (2) <省略>	(定数) 第2条 <省略> 2 <省略> 3 第1項に掲げる職員のうち、次の各号に掲げる職員はこれを定数外とする。 (1) 地方自治法第252条の17第1項の規定により、 <u>尾張東部衛生組合及び瀬戸旭看護専門学校組合からの求めに応じ派遣された職員</u> (2) <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。